

粥時と僧前

石原 智則
下向井龍彦

何日かして。
石原：先生、ありました、ありました。九例もありました。

二

一九九七年六月二〇日の『小右記』演習で石原が担当した長徳二年（九九六）五月二日条に、

A 新中納言道綱亡母周忌法事、送七僧粥時、
という記事が出てきた。演習の準備過程で石原は困った面もちで教室にやってくる下向井に尋ねた。

石原：先生、ここに出てくる「粥時」、法事の時にお坊さんに出すお膳というような意味だと思んですが、よくわからないんです。「かゆどき」と読んでまず日本国語大辞典と諸橋大漢和辞典にあたってみましたですが、出てないんです。

下向井：そうか。「かゆどき」か「しゆくじ」かどっちかわからんが、他の用例を見てみたかな？

石原：まだです。索引にも出てません。
下向井：そうだろうな。それなら周忌法事のところをかたっぱしからめくって用例を探さんやいけんの。

石原：ええ！『小右記』全部ですか？
下向井：あたりまえよお！それくらいでめんどうがつってどうするんなら！

石原：わ、わかりました。調べてみます。
下向井：それから、法事に招いたお坊さんに出すお膳を「僧前」というから、「粥時」は「僧前」のようなものだろうと思うので、「僧前」も

一緒に見てもらん。

B 太政大臣藤原頼忠七々御法事

参東北院、今日故太相府七々御法事也、七僧外有六十僧、……七僧粥時左大臣（源雅信）・右大臣（藤原為光）・六条大納言（源重信）・左衛門督（源重光）・源中納言（源伊陟）・勘解由長官（藤原佐理）、俗客右大将（源济時）上達部・殿上人、内蔵頭（藤原高遠）、諸大夫、……（永祚元年八月十一日条）

C 皇太后宮御八講

皇太后宮御八講、僧綱粥時一前、依仰令奉高器十二本、加打敷、破子七荷、彼宮定衝重九合・破子三荷也、事依專輒（輒力）頗過其定耳、（正暦元年十二月九日条）

D 信濃守藤原永年周忌法事

明日故信濃守周忌法事於台山修、七僧粥時一前、今日令上送之、（正暦元年十二月二十五日条）

E 円融上皇御念仏

詣修理大夫（藤原懷平）御許、問御法事案内、請七僧一人粥時事、参故院御念仏、大僧正・藤大納言（藤原朝光）被参、……（正暦四年三月十五日条）

F 婉子女王周忌法事

払晓向禅林寺、故女御（婉子女王）周忌法事日也、源相公（俊賢）・右兵衛督（源憲定）・右源中将（頼定）早来、堂東妻接飯庇羞食、

所令備、四品・五品来会、上達部・殿上人・諸大夫多在俗客所之由云々、早朝先送法服七僧、僧綱案甲、凡僧禮甲、奉凶阿弥陀浄土、奉書銀字法花經・具経等、紺帟水精軸、納紫檀篋、以蘇木染色、未刻許打鐘、諸僧入堂、入礼着座、申終事訖、七僧

講師前律師敵久 呪眼律師慶円

三礼律師深覚 誦師阿闍梨院源法性寺座主、

唄阿闍梨仁 散花阿闍梨証空

堂達内供阿闍梨覚縁 此他屈請六十僧

請僧布施(略)

粥時人々

平中納言(惟中) 右衛門督(藤原公任) 左兵衛督(源誠信)

近江守則忠(源)

右馬頭通任(藤原) 摂津守棟世(藤原) 奉職朝臣(源)

諷誦所々(略)

願文式部權大輔臣衝作之、

入礼人々(略)

今日堂童子用五位、酉刻許帰家、 (長保元年七月三日条)

G 大皇太后宮(昌子内親王) 周忌御法事

参宮、権大夫(藤原輔正)・源宰相(俊賢) 同参、定七僧及百僧・

七僧粥時事等、講師大僧都 算、呪願権僧正観修、誦師少僧都済信、

三礼少僧都勝算、唄律師尊叡、散花阿闍梨証空、堂達阿闍梨珍慧、

百僧内供阿闍梨・諸寺名僧・候御忌之僧・観音院念仏僧等也、七僧

前余・権大夫・源宰相・亮二人・大進二人、 (長保元年十二月十八日条)

H 一品宮(資子内親王) 周忌御法事

按察大納言清信、使前備前守政職云、晦日被修故一品宮(資子内親王) 周忌御法事、可勞七僧粥時者、報勤奉之由訖、 (長和五年三月十日条)

I 故一品宮周忌御法事、於律師朝寿寺被修、彼宮件寺内建立一堂、仍所被修云々、粥時一前奉送、高野十二末加打敷、大鏡子三荷、今日七僧外百僧云々、 (長和五年三月二十九日条)

下向井：よしよし。やろうと思えばできるじゃないか。へえ、ほとんど「僧前」と同じ意味だね。

石原：はい。とくにGをみて下さい。「七僧粥時」が「七僧前」と言い替えられています。「粥時」は「僧前」とおおよそ同じ意味とみてよさそうです。

下向井：そのようだね。だけど、「僧前」とせずに「粥時」とする用例があるということは、何か違いがあるのだろうか、それともまったく同じ意味でたんに言い替えられているだけなのだろうか？ そのあたりどうかな？ 「僧前」の事例も集めたかな？

石原：少しは・・・これからです。下向井：それから「粥」の語義にも気をつけておくように。関係あるかどうかかわからんが、近衛府では、近衛舍人らの馬芸・射芸の練習期間中に大将らが慰労のために御馳走することになっているが、それを「粥次」といつている。鳥谷智文君が「王朝国家期における近衛府府務運営についての一考察」(『史学研究』一九九号 一九九一年)で詳しく書いているから読んでみたら。

石原：へえ、面白いですね。下向井：よし、演習のときに明快な説明ができるようにしておきなさい。

三

六月二〇日の発表のなかで。

石原：『かげろう日記』で有名な例の道綱の母の周忌法事に実資が七僧粥時を送りました。ここで実資が送った「七僧粥時」ですが、史料BからIの用例によって考えてみました。B・D・F・G・Hにみるように周忌法事には「七僧粥時」がみえます。七僧とは、具体的にはF・Gにみえる法事でそれぞれの役割を果たす「講師・呪願・三礼・読師・唄・散花・堂達」を勤める僧侶のことです。『拾芥抄』にも「七僧」として出てきます。この七僧に供える食膳が「粥時」で、願主が法事の案内を出すとき親密な貴族七人にあらかじめ「一前」ずつ出してくれるよう要請します(C・E・H)。皇太后宮の御八講・周忌法事の場合、事前の「定」で招請する七僧と粥時負担者の人選が行われ(G)、粥時のメニューが決められ(C)、指名された人に提供が命じられています(C)。依頼された人は法事の前日(D)または当日(I)に「粥時」を会場に送ったようです。Cで実資は事前の「定」で決められたメニューより贅沢な内容の「粥時」を要求されています。「粥前一前」のメニューは「高坏十二本加打敷・大破子三荷」(I)・「高器十二本加打敷・破子七荷」・「衝重九合・破子三荷」(C)などでした。

ところで「粥時」と同じ意味でより一般的に使われるのが「僧前」です。『小右記』で「粥時」が九例であるのに対し、「僧前」は四七例もあります。やはり「法事」に「七僧前一前」を送るという事例がいくつもあり(たとえば永祚元年六月五日条)、メニューも「高坏十二本加折敷・米卅石」(万寿四年十月二十八日条)とだいたい同じです。両者には明確な区別はないように思います。「粥時」が「僧前」と同義であることは、Gで「七僧粥時」が「七僧前」と言い替えられていること、Iで実資が送った「粥前一前」に対して、後日、大納言済信から「故一品宮御法事僧前事」について感謝する書状が寄せられていること(長和五年四月二日条)からもわかります。「粥時」については以上です。

岡井：「粥時」と「僧前」はまったく同じなのですか。法事の性格の違いなどないのですか。

石原：はつきりした違いはないと思います。

下向井：そうだろうね。だけど、君のあげた『小右記』の史料では「粥時」の場合、周忌法事が五例、院宮主催の御八講・御念仏、太政大臣の七七法事が各一例だ。圧倒的に周忌法事のときが多いとみてよい。それに対し「僧前」の表では、実資祖父実頼・父斉敏・母の忌日一三例、七七法事一一例、周忌法事九例、落慶供養八例、道長第法華八講・三十講三例、臨時仁王会・灌頂・諷誦各一例と多彩だね。「七僧」に限定されない場合が多い。祖父・父母の忌日には、実資が親しい僧に身代わりに齋食させ、読経僧二、三口に「僧前」を出しているし、後には「僧前精進料」「精料」「料米」として米を与えているね。招いた僧侶に差し出すお膳のことを一般的に「僧前」と表記しているのではないかな。一方、「粥時」の場合、ほぼ「七僧粥時」という表記のしかたをしている。

「七僧」はさつき石原君が報告したとおりだが、『岩波仏教辞典』にはもっと具体的に「①講師、②読師、③食事あと施主の祈願を体した呪願文を読む呪願師、④仏法僧あるいは三尊への帰依礼拝を主導する三礼師、⑤サンスクリットの経文を曲調をつけて詠ずる唄師、⑥花をまいて仏を供養する散華師、⑦式場での伝達など雑務を行う堂達の七人。このうち呪願師にもっとも上臈の者がなる」とわかりやすく解説しているね。また『国史大辞典』には「七僧法会」という項があり、七僧の役僧の出仕によって勤修される法会を「七僧法会」と呼び、平安中期に盛んに行われたと説明している。「粥時」は、厳密には周忌法事など「七僧法会」の形式で行われる法事に「七僧」に差し出すお膳という限定された用語として使われているのではないかな。つまり、「粥時」は「僧前」と言い替えられるけど、「僧前」がすべて「粥時」と言い替えられるわけではないということだ。この「粥時」と「僧前」の微妙な違いが「小右

記」だけの表記法なのか、もっと一般化できるかだね。

黒田：「粥」にどういう意味があるんですか？

下向井：それぞれ。まえに言っておいただろう。わかったかな。

石原：はあ。「粥」になんか特別の意味でもあるかと思って民俗学事典なんかにもあたってみたのですが、いまいち・・・・。

四

発表後、しばらくたって。

下向井：おい、石原君。例の「粥時」、やっぱり「かゆどき」じゃあなく「しゆくじ」だよ。『仏教語辞典』に「飯時の対。粥を食するとき、すなわち朝食の時をいう」とでてるぞ。出典として『正法眼蔵』（看經）をあげてる。それに日本国語大辞典の「粥（しゆく）」にも「禪家で、主として朝食のことをいう」と出てるじゃないか。『岩波仏教辞典』の「齋（とき）」の項にも「朝食を粥（しゆく）と呼ぶのに対し、昼食を齋（さい）と称する」とある。そうすると「齋時（さいじ・とき）」との関係が問題だね。つまり、「粥時」が朝食または朝食時間、「齋時」が昼食・昼食時間だからだ。『小右記』に「齋時」の用例があるのだが、僕はみたような記憶はないがな。朝食べるから「粥時」ということなら、法事での齋食の時間問題になるかもしれないね。

石原：そうですか。「かゆどき」だとばかり思ってたんで、「しゆく」と読むなんて思いもよりませんでした。

下向井：その思い込みがダメなんだよ。あらゆる可能性を想定しないからね。もっともはじめに「しゆくじ」と読んでいたら、用例を丹念に調べなかったかもわからんがね。

石原：ありました。ありました。『正法眼蔵』（第三十 看經）に、

「施主入山、請僧看經は当日の粥時より、堂司あらかじめ看經牌を僧堂前および諸寮にかく。粥罷に拝席を聖僧前にしく。」「粥罷より齋時にいたるまで看經す。」とあります。頭注では「粥時」を「飯時に対し、

朝食時」、「粥罷」を「早朝喫食後」、「齋時」を「齋食を食うとき。朝から正午までの間のことだが、ここでは正午の意らしい」となっています。僕が調べたことは無駄だったんですか。がっかりですね。

下向井：なに言ってるんだ、そんなことはないよ。『正法眼蔵』では朝食時間という意味で使われ、それに依拠している『仏教語辞典』もその意味しかあげていない。「僧前」と同じ意味としての「粥時」は、どの辞書にもないじゃないか。大発見だよ。岡井君が『史人』に「王朝貴族と休日」を書くから、君は「粥時」について書いてみたら。

石原：いいですね。やってみます。

五

一年の後。

下向井：石原君、「粥時」の原稿できてるかな。『史人』の編集に入るんだけど。

石原：あの、ええと、『史人』のための自分の論文の方と、修論の方が・・・・。申し訳ありません。

下向井：えー書けない。僕も締切を過ぎた原稿をいっぱい抱えて大変なんだけどなあ。じゃあないなあ。遅れついでだ。これまでの「粥時」をめぐる君と僕とのやりとりをそのまま公表することにしよう、それでいいかな。

後記 演習準備過程でのやりとり、発表内容、質疑は、必ずしもそのまま再現したものではない。一九九八年八月、下向井研究室に科研の設備費で新しいコンピュータが導入された。インターネットで東京大学史料編纂所の「平安時代フルテキストデータベース」を呼び出し、用例を検索した結果、「粥時」九例、「僧前」四七例を見つけることができた。今後の『小右記』演習でこのデータベースはものすごい威力を発揮することになるだろう。

(一九九八年一〇月一〇日)